

手順書変更箇所一覧

東北大学病院における治験等臨床研究に関する標準業務手順書の改正（関係部分）

改正後	改正前
第8章 多施設共同治験（治験ネットワーク）の実施 （外部の医療機関からの審査依頼） 第31条 多施設共同治験参加医療機関の長から審査を依頼された治験については、本院において実施又は実施予定の治験と同一の実施計画書のみこれを受けるものとする。 <u>（下線部削除）</u>	第8章 多施設共同治験（治験ネットワーク）の実施 （外部の医療機関からの審査依頼） 第31条 多施設共同治験参加医療機関の長から審査を依頼された治験については、本院において実施又は実施予定の治験と同一の実施計画書のみこれを受けるものとし、<u>医療機関の選定にあたっては、本院の当該治験責任医師が所属する診療科長、並びに当該治験責任医師の推薦を必要とする。</u>
変更理由：外部の医療機関から審査依頼を受ける際、研究機関要件確認書（チェックリスト）の提出を受け、依頼医療機関の要件を確認する体制とするため。	